

修繕契約書（案）

令和 年 月 日

発注者 住所 秋田県秋田市山王四丁目 1 - 1
職氏名 秋田県知事 鈴木 健 太

受注者 住所
名 称
職氏名

次の物件の修繕について、秋田県財務規則を遵守のうえ契約を締結し、その証として、本通 2 通を作成し、記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

- | | | | |
|---|-----------------------|---|---|
| 1 | 契 約 金 額 | ¥ | — |
| | (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額) | ¥ | — |
| 2 | 物 件 名 等 | 秋田県社会福社会館 A 棟給水メーター更新 | |
| 3 | 完 成 期 限 | 令和 7 年 1 1 月 2 8 日 | |
| 4 | 場 所 | 秋田県社会福社会館 A 棟（秋田市旭北栄町 1 番 5 号） | |
| 5 | 契 約 保 証 金 | 〇〇〇〇円（※納付の場合）
秋田県財務規則第 1 7 8 条第 1 項第〇号の規定により免除
（※免除の場合） | |
| 6 | 特 別 契 約 事 項 | 以下に記載のとおり | |

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書に従い、法令を遵守し、本契約（この契約書及び仕様書を内容とする修繕の契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受注者は、頭書記載の修繕（以下「修繕」という。）を頭書記載の履行期限（以下「履行期限」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「物件」という。）を発注者に納入するものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、物件を修繕するために必要な一切の手段を、その責任において定めるものとする。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、申出、承諾及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものは口頭で行うことができる。
- 4 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(工程表等)

第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に仕様書に基づいて、工程表を作成して、発注者に提出するものとする。

- 2 受注者は、修繕の着手時には、直ちに修繕着手届を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、この契約締結後10日以内に修繕に着手するものとする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、契約書の契約保証金欄に「秋田県財務規則第178条第1項第3号（又は第6号）の規定により免除」と記載がある場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
- 二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第25条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、物件を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（特許権等の使用）

- 第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（仕様書又は物件の修繕に関する指示の変更）

- 第7条 発注者は、必要があると認められるときは、仕様書又は物件の修繕に関する指示の変更内容を受注者に通知して、仕様書又は物件の修繕に関する指示を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（修繕の中止）

- 第8条 発注者は、必要があると認められるときは、物件の修繕の中止内容を受注者に通知して、物件の修繕の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により、物件の修繕を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期限又は契約金額を変更し、又は受注者が物件の修繕の続行に備え、物件の修繕の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による履行期限の延長）

- 第9条 受注者は、その責に帰することができない事由により、履行期限内に物件を修繕できないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期限の延長変更を請求することができる。

（履行期限の変更方法）

- 第10条 履行期限の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期限の変更事由が生じた日（第8条の場合にあっては、発注者が履行期限の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、

協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第11条 契約金額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

(一般的損害)

第12条 この契約を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第13条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第13条 この契約を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示が不相当であること等発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他物件の修繕に当たり第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第14条 受注者は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、物件の修繕が不可能となったときは、遅滞なく発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、直ちに確認を行い、受注者が明らかに損害を受け、これにより物件の修繕が不可能となったことが認められる場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

(物価等の変動に基づく契約金額等の変更)

第15条 発注者又は受注者は、履行期限内に予期することのできない異常な物価等の変動により、契約金額が著しく不相当であると認められるに至ったときは、発注者と受注者との協議の上、契約金額又は仕様書の内容を変更することができる。この場合における協議については、第10条の規定を準用する。

(納入及び検査)

第16条 受注者は、物件の修繕を完了したときは、遅滞なく、修繕完了届を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の修繕完了届を受領したときは、その日から14日以内に仕様書等に定めるところにより、検査を行わなければならない。

3 前2項の場合において、物件の納入及び検査に直接要する費用は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

4 受注者は、第2項の検査に不合格となり、補正を命じられたときは、ただちに当該補正を行い、

補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合第2項の規定を準用する。

5 受注者は、検査に合格したときは、遅滞なく、物件を発注者へ引き渡すものとする。

(契約代金の請求及び支払い)

第17条 受注者は、前条第5号により引き渡しをしたときは、契約代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項に基づく検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(第三者による代理受領)

第18条 受注者は、発注者の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(契約不適合責任)

第19条 発注者は、引き渡された修繕目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 修繕目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第20条 受注者の責に帰すべき事由により履行期限内に物件の納入をすることができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責に帰すべき事由により、第17条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約の解除)

第21条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 その責に帰すべき事由により、履行期限内に物件の納入ができないと認められるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 三 第22条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 四 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約の解除)

第22条 発注者は、契約が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第23条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 第7条の規定により仕様書等を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第8条の規定による契約の中止期間が履行期限の10分の5を超えたとき。
- 三 発注者が契約に違反して、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第24条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に物件の修繕を完了した部分（以下「既履行部分」という。）があると認めたときは、既履行部分を引き渡しを請求し、既履行部分に相応する契約代金（以下「既履行部分代金」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分代金の額は、発注者と受注者が協議して定める。

(発注者の損害賠償請求等)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - 二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - 三 第21条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第21条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(契約外の事項)

第26条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。